

# 人材確保支援事業

人手不足が深刻な道内事業者が、求職者を雇用し、対象職種に31日以上在職させた場合、道内事業者及び就労者双方に支援金等を支給します。

## 制度の内容等



対象職種で週20時間以上労働、  
31日以上在職

事業者、就労者双方に  
支援金等支給！

区分	支援内容	募集数
道内事業者	<b>支援金 10万円</b> (+ 離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額をR6.12月就労分から3.5%以上増額させた場合は、10万円を加算) ※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。 ※加算金は、二つの要件を満たしても10万円となります。	200社
就労者	<b>奨励金 10万円 (+ 移動費実費上限 10万円を加算)</b> ※引越費用等は含みません。	300人

※勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請いただいても奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。

※同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。

## 対象職種 (第5回改定厚生労働省編職業分類による)

「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「072製品製造・加工処理工(食料品等)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

## 対象者

**※申請期限は勤務初日から2ヶ月以内です**

道内事業者	○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、下記の者を雇用した事業者
就労者	○離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日から同年7月30日までに、労働時間が週20時間以上かつ31日以上の在職実績がある方 ※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。

